

児童手当制度のご案内

児童手当制度は、児童を養育している人に手当を支給することにより、家庭における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健全な育成及び資質の向上に資することを目的としています。

支給対象

児童が生まれた日の翌月から12歳到達後最初の3月31日までの間にある児童を養育している人に支給されます。

支給額（月額）

- 3歳未満 一律1万円
- 3歳以上
 - ・ 最初の子ども 5千円
 - ・ 2人目の子ども 5千円
 - ・ 3人目以降の子ども 1万円

●申請日の翌月分から支給されます。申請が遅れると、遅れた月分の手当が

受けられなくなります。●所得が一定額以上の場合、児童手当は支給されません。●公務員（独立行政法人職員、派遣・出向職員を除く）の人は、所属庁へお尋ねください。

所得制限により

現在児童手当を受給していない人へ

児童手当は、6月から翌年5月までを1年間として認定しており、毎年6月分から、判定する所得の年が変わります。6月からは平成20年分の所得で判定します。

現在、小学校6年生までの児童を養育している人で、平成19年分の所得が限度額を上回っていたために児童手当の受給ができなかった人は、平成20年分の所得状況等の要件を満たせば6月分から児童手当が支給されることがありますので、5

月中に申請してください。児童手当の所得制限額、申請方法等、詳しくはお問い合わせください。

児童手当を受給されている人は、「現況届」の提出が必要で

現在児童手当を受給中の人は、毎年6月中に「現況届」を提出することになります。

この届は、毎年6月1日における状況を記載し、児童手当を引き続き受ける要件があるかどうかを確認するものです。

現況届が未提出の場合は6月分以降の手当を受けられなくなり、必ず提出してください。該当者には6月初旬に現況届の用紙を郵送します。

問 民生課 ☎820・5635



長寿医療(後期高齢者医療)

保険料の納め忘れは

ありませんか

長寿医療（後期高齢者医療）制度の保険料は、皆さんが病気やケガをしたときの医療費などの支払いに充てる大切なお金となっています。原則年金天引き（特別徴収）となっていますが、納付書（普通徴収）で納付する場合があります。保険料に未納がある人には督促状や催告書を発送していますので、早めに納めてください。

納付書で保険料を納める人は、便利で確実な口座振替をご利用ください。

問 住民課保険年金グループ ☎820・5604



！おしえてー！

介護保険のしくみ



介護保険に関するよくある質問に対してお答えします。

Q お尋ねします…

腰を骨折して、布団から起きあがるのが難しくなりました。介護用ベッドを借りたいのですが。

A お答えします…

介護保険のサービスで特殊寝台（介護用ベッド）を借りるには、介護認定を受け、ケアマネジャーに介護（予防）サービス計画（ケアプラン）を作成してもらう必要があります。

ただし、要支援1・2、要介護1の人は、一定の要件がある人を除き、特殊寝台を借りることはできません。

詳しくは、福祉課、または、担当のケアマネジャーにご相談ください。

問 福祉課高齢者福祉グループ

☎820・5605

保険年金

制度改正に伴う

国民健康保険 高齢受給者証の差替えについて

70歳から74歳の人のうち、医療費の窓口負担が1割の人については、平成21年4月からは負担割合が2割に引き上げられることになっていましたが、この度制度改正があり、平成22年3月までの1年間は、医療費の窓口負担が1割に据え置かれました。

この制度改正に伴い、高齢受給証をお持ちの人のうち、一部負担金の割合の欄が「2割（平成21年3月31日までは1割）」と記載されている人については、3月下旬に新しい高齢受給者証（「2割（平成21年7月31日までは1割）」と記載されたもの）を郵送いたしますので、ご確認ください。

なお、高齢受給者証の有効期限は平成21年7月31日

（ただし、平成21年7月31日までに75歳になる人については、誕生日の前日が有効期限）までで、新しい受給者証は7月末頃に郵送します。

※現役並みの所得がある世帯の人の自己負担割合（3割負担）は変更ありません。

問 住民課保険年金グループ ☎820・5604



親子で楽しく遊び、子育て仲間と交流し、学びあいながらゆとりある子育てができるよう応援しています。親子はもちろんのこと、孫育て中のおじいちゃん、おばあちゃんもぜひご利用ください。

●パステルルーム

地域での活動拠点としてご利用いただけます。育児相談、家庭で楽しめる遊びの紹介をしています。

| 実施日 | 開始時間 | 場 所 |
|----------|------|------------|
| 13日(水) | 9:30 | 東部地域健康センター |
| 21日(木) | | 中央ふれあい館 |
| 6月10日(水) | | 東部地域健康センター |



●ふわふわベビー・にこにこベビー・とことこエンゼル・わくわくキッズ

- *年齢制限のある事業です。確かめてお越しください。
- *兄弟姉妹の参加は上のお子さんに合わせてご参加ください。
- *月～金曜日の13:00～17:00は電話相談・個別相談（要予約）・訪問相談（要予約）を受付けています。
- *行事はいずれも11:30に終了予定です。

子育て支援センター・ファミリーサポートセンター
（西部地域健康センター内） TEL 820-5502 Fax820-5504
開設日時（※年末年始、お盆、祝日除）：月～金曜日9:30～17:00
〈子育て相談（要予約）月～金曜日 13:00～17:00〉

子育て支援センター エンゼル通信



●子育て支援センターの主な予定

| 実施日 | 開始時間 | 行事（講師・敬称略） |
|---------|-------|--------------------------------|
| 11日(月) | 9:30 | ふわふわベビー・にこにこベビー（リトミック）0歳～1歳5ヵ月 |
| 15日(金) | 9:30 | わくわくキッズ（2歳6ヵ月以上） |
| 19日(火) | 10:30 | 子育て懇談会（金澤綾子） |
| 22日(金) | 10:30 | 親子の関わり懇談会（福田宏子） |
| 6月3日(水) | 9:30 | ふわふわベビー（11ヵ月まで） |
| 6月8日(月) | 9:30 | とことこエンゼル1歳～2歳5ヵ月（リトミック） |

※毎月の予定表は子育て支援センター、各公民館、図書館などに置いてあります。気軽にお問い合わせください。

●おひさまルーム（上記以外の日程の9:30～11:30）

- ～子育て仲間の出会場の場・親子でゆったり遊べる場～
- *どの時間からでも自由に参加できます。ご都合に合わせてご利用ください。
- *親子やお友達と一緒に好きなおもちゃで遊びます。育児相談も受け付けます。
- *0歳からのふれあい遊びや絵本の読み聞かせ、うさぎちゃん体操もお楽しみのひとつです。